

半田市広告付き案内地図板広告代理店募集要項

半田市が行う広告付き案内地図板の設置に係る広告代理店の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 施設の概要等

(1) 施設名称等

半田市役所本庁舎

(2) 所在地

半田市東洋町2丁目1番地

(3) 開庁日（時間）

月曜日から金曜日まで（午前8時30分～午後5時15分。ただし、水曜日は午前8時30分～午後7時15分。）

休日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁します。

(4) 半田市の人口及び面積

人口 116,778 人（令和6年4月1日現在）

面積 47.24 km²

2 事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、半田市地図板を作成・設置するものです。その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができます。

(2) 設置場所及び設置台数

半田市役所1階市民ロビー（別図参照） 1台 固定式

設置スペースは、高さ2,190mm、横幅4,000mm、奥行き150mm程度とします。

（※そのうち、横幅1,150mmについては、市広報及び市議会議員出退庁モニターとして確保すること）

(3) 設置期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

3 掲載広告

半田市広告掲載要綱及び半田市広告掲載審査基準を遵守してください。

4 申込資格

(1) 広告代理店として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付き案内地図板の作成、設置業務について、地方自治体、公共施設などでの実績のあ

る法人であること。

(2) 提出した書類を本市が審査し、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

オ 法人税、法人事業税、本市の税を滞納している者

5 施設使用等について

(1) 施設使用について

広告付き案内地図板の設置場所の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可に基づく使用とします。

(2) 行政財産の目的外使用料

行政財産の目的外使用料は、各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとします。

(3) その他必要経費等

広告付き案内地図板の制作、設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用は、広告代理店の負担とします。また、必要な電気料金についても、全額を広告代理店の負担とし、広告代理店の設置した子メーターの指示値により計測した使用量を元に積算した額とします。

(4) 仕様

ア 広告付き案内地図板本体の仕様

① 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式としてください。

② できる限り、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

イ 地図枠の仕様について

① 国土地理院の地図をベースに作成してください。

② 表示サイズは概算で、縦1,300mm、横2,408mmとしてください。

③ 色覚障害者に配慮した配色等であるユニバーサルデザインとしてください。

④ 地図は「半田市全域図」、「半田市役所周辺図」にしてください。

⑤ 公共施設等の当市が指定する地点を分かりやすく表示してください。

⑥ 公共施設等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時に更新してください。

⑦ 地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ 広告枠の仕様について

① 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告がを見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させてください。

② 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。

エ 冊子の提供

① イ③及び④の内容を含む冊子（Ａ３二つ折り、フルカラー）を年１回、１０，０００部発行し、①のパフレットラックに配架してください。（発行回数及び発行部数については、市と事業者で協議のうえ変更することができる。）

② 掲載内容等については、事前に市と協議し、決定してください。

オ その他

① 携帯電話によるＱＲコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとしてください。

② モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、本市が提供する内容に従い、広告代理店においてサイトを作成してください。

（５）使用上の制限

ア 広告付き案内地図板を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

イ 広告主及び掲載する広告の内容については、半田市広告掲載要綱及び半田市広告掲載審査基準に適合するものとし、予め市の承認を受けてください。

ウ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得てください。

（６）維持管理等

ア 電照時間は、タイマー等により午前８時３０分から午後５時１５分（水曜日は午後７時１５分）までとしてください。

イ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行ってください。また、１年に１回以上は地図全体を張替えてください。

ウ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き案内地図板に故障時等の連絡先を明記するとともに、広告代理店の責任において対応してください。

エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、半田市が推奨するものではありません。」等の表示を地図板前面の見やすい箇所に表示してください。

さい。

(7) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可したスペースを公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約条項に違反する行為があると認めるときは、貸付の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。

(8) 原状回復

広告代理店は、貸付期間が満了したとき、又は貸付が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、広告代理店は一切の補償を本市に請求することはできません。

6 応募方法

(1) 申込受付期間

令和6年9月11日(水)～令和6年9月30日(月) 午前8時30分～午後5時15分(ただし、水曜日は午後7時15分まで)。

※土日祝日は除く。

(2) 受付場所

半田市役所 総務部総務課(市役所3階)

(3) 応募に必要な書類

ア 半田市広告掲載申込書(別紙)

イ 過去2年分の法人税及び法人事業税それぞれ未納の税額がないことの証明書の写し(納税証明書その他)

ウ 案内地図板のイメージ図(任意様式)

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参するか郵送(必着)してください。

直接持参する場合は、提出書類を封筒に入れて、封緘をして提出してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。応募資格を満たさないと判断した場合のみ(応募資格不備等)受付を取り消し、その旨について後日、電話連絡を行います。

7 広告代理店の選定について

提出いただいた書類等に基づき、業務実績、仕様、その他企画提案の内容を審査し、半田市広告掲載要綱及び半田市広告掲載審査基準を満たした者の中で提案金額の最も高い者を広告代理店として選定します。

8 選定結果について

広告代理店に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで公表します。なお、選定経過については公表しません。

9 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、広告代理店の決定の取消しをする場合があります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合
- (2) 広告代理店が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合

10 その他

- (1) 広告代理店者に決定した事業者は、速やかに設置までのスケジュールを提出してください。
- (2) 提出された申請書類等については、選定結果に関わらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (3) 本要項に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、半田市財務規則等の関係法令に定めるところによって処理します。

11 問合せ先

半田市総務部総務課総務担当（竹内・横井・木原）
〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
電話：（0569）-84-0613（直通）
FAX：（0569）-23-6061
メールアドレス：soumu@city.handa.lg.jp